

令和4年第2回若狭町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月1日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 石倉美穂

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレオ文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 2号 令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）

日程第 4 議案第 3号 令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 5 議案第 4 号 令和 3 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和 3 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 3 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 3 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 3 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 3 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 10 号 若狭町定住促進基金条例の制定について
- 日程第 12 議案第 11 号 若狭町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 12 号 若狭町一般職の職員ゝ給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 13 号 若狭町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 14 号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 16 議案第 15 号 若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 16 号 若狭町梅加工体験施設条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 17 号 若狭町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 18 号 若狭町就業改善センター条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 若狭広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第 21 議案第 20 号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 22 議案第 21 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 4 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 25 議案第 24 号 令和 4 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 26 議案第 25 号 令和 4 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 27 議案第 26 号 令和 4 年度若狭町介護保険特別会計予算

- 日程第 28 議案第 27 号 令和 4 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 令和 4 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 令和 4 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 令和 4 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 令和 4 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 33 議案第 32 号 令和 4 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 33 号 令和 4 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 34 号 令和 4 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 36 議案第 35 号 令和 4 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 37 議案第 36 号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 37 号 若狭町四季彩館の指定管理者の指定について
- 日程第 39 陳情第 1 号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

(午前 9時20分 開会)

○議長（今井富雄君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和4年第2回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、令和3年度各会計の補正予算、条例の制定、一部改正のほか、規約の変更、計画の策定、令和4年度各会計予算、指定管理者の指定等が主なものであります。

議員各位には、十分な御審議をお願いするものでございます。

さて、福井県では、1月13日に新型コロナウイルスの感染拡大警報が発令されてから収束を見せず、いまだに多くの方が感染され、予断を許さない状況でございます。しかし、3回目のワクチン接種が関係者の御尽力により進められており、感染防止、重症化防止の効果が期待されるところでございます。一日も早い収束を願うものです。

議員各位におかれましては、これまでどおり感染防止対策を十分行い、健康に御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和4年第2回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

皆様、おはようございます。

湖畔の梅の花もほころび始めた矢先、例年のない積雪に見舞われ、町民の皆様には、御苦労されたことと拝察申し上げます。集落内の除雪に御協力いただいた皆様、除雪作業に従事していただいた皆様に、まず、この場をお借りして御礼申し上げます。

また、海外では、ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、多くの市民や子どもの命が奪われております。哀悼の意を表するとともに、即時の平和的な解決を願うものであります。

さて、本日、令和4年第2回若狭町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、議案の説明に先立ち、私の町政運営に対する所信の一端と施策

の概要を述べさせていただきますので、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから丸2年が経過し、これまでの間、国内全ての小・中・高等学校の臨時休校や緊急事態宣言など、国民の健康を脅かし、不自由な生活を強いられてきました。

町内においても、町民の皆様の生活不安が高まり、飲食業や観光業をはじめ、各事業者の皆様の経営にも大きな負担がかかり、心が痛む思いでございます。

また、医療や介護従事者の皆様には、昼夜を問わず御尽力をいただいております。保育や教育などの現場の皆様にも子どもたちの感染防止に気を配っていただいております。自らの生活や感染リスクがある中、命を守るため、職務に従事していただいていることに感謝の気持ちでいっぱいです。

感染を抑制するため、昨年5月から本格的に開始されたワクチン接種につきましては、医療機関やスタッフの皆様、町民の皆様の多大なる御協力により、安全かつ迅速に接種を進めることができました。

若狭町の2回目の接種率は、91.1%と県内トップであり、感染予防の効果を高めることができました。

しかし、年明けからオミクロン株による第6波が猛威を振るい、町内でのクラスターの発生や県内でも300人を超える感染者が報告されるなど、終息の兆しが見えません。2月から高齢者の3回目のワクチン接種が開始されておりますが、ワクチン接種の不安を解消する解説動画などを作成し、ケーブルテレビやSNSで発信もさせていただきます。

まずは、このワクチン接種を安全かつ効率的に進め、町民の皆様の命と健康をしっかりと守るとともに、一日も早い終息を願い、アフターコロナを見据えた対応にも万全を尽くすことが私の第一の使命であると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化は、デジタル化されたサービスや業務が広く一般に浸透する契機となり、行政のデジタル化についても喫緊の課題として対応が求められています。

本町においても、国の「自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画」の方針を踏まえながら、町民の皆様の利便性向上や業務の効率化を図り、デジタル化をさらに推進してまいります。

国の重点的な取組事項である「情報システムの標準化・共通化」、また、「マイナンバーカードの普及促進」や「行政手続のオンライン化」に取り組むとともに、誰もがデ

デジタル化の恩恵を実感していただけるよう、民間事業者との連携や情報機器の利活用に係る格差の解消にも努めてまいります。

マイナンバーカードにつきましては、庁舎における日曜日のカード取得を専門に受付する窓口の開設や、ワクチン接種会場での申請受付など、積極的に取得促進を図っているところであります。

最新の速報値では、令和4年2月20日現在で、交付申請率は50.16%であり、全国平均の49.63%を上回っております。

そのような中、地方における人口減少は急速に進んでおり、本町を取り巻く状況は厳しさを増す一方ですが、町民の皆様が、それぞれに健康や安心・安全、経済的な安定など、暮らしの中での「幸せ」を望んでおられることを感じ取る場面が多々ございました。

町政2年目を迎える令和4年度は、私の政治の基本姿勢でもあります、町民の命と暮らしをしっかりと「守る」ことを最優先に、町民の皆様一人一人が幸せを実感していただける町になるよう、町民の皆様、事業者や団体の皆様、そして、行政が共に力を合わせ、協働し、新しい時代へと力強く一歩を踏み出せるよう大きくかじを取ってまいり所存でございます。

若狭町のまちづくりの指針である若狭町総合計画は、本年で前期基本計画の最終年を迎え、現在、各世代や各分野から構成される住民の代表者の皆様に御議論をいただきながら、次の中期基本計画の策定作業を行っております。

本年は、前期基本計画を次期基本計画にしっかりとつなぐ施策を推進するとともに、新たな基本計画のスムーズなスタートに向けて、助走となる施策を実施してまいりたいと考えております。

そのためにも、町民の皆様の気持ちをしっかりと受け止め、令和4年度は、「将来も住み続けられるまち」、そして、「心ゆたかな暮らし」をキーワードに、「定住の促進」「女性・若者視点」、子ども子育て支援を充実させる「子どもまんなか社会」、「地域経済の成長」「デジタルフル活用」「新しい地域づくり」の6つを重点ポイントとして各事業に取り組んでまいります。

まず、本町の最重要課題であります、人口減少対策「定住促進」につきましては、学生のUターンや雇用施策など、ソフト面を強化するとともに、新たな住宅施策を実施し、ソフト・ハードの両面で人口減少のスピードを抑制してまいります。

人口減少においては、女性や若者の社会的減少が際立っております。

そこで、まちづくりや地域づくりなど、それぞれの取組におきまして、「女性・若者の視点」を取り入れ、その感覚を尊重しながら、女性や若者が「若狭町いいね!」と感

じ取れるような環境をつくり、この町に住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう取り組んでまいります。

また、女性や若者の視点とともに、町の維持と成長を進めるためには、未来を担う子どもたちの育成が大変重要です。

これまで、子育て支援として、親への支援を中心とした施策を進めてまいりましたが、これからは、一人一人の子どもの幸福度を高める取組を強化してまいりたいと考えております。そのために、「子育て世代包括支援センター」を新たに設置し、子どもの健やかな成長を中心とした子どものための施策を進め、「子どもまんなか社会」を構築し、町の持続的な発展につなげてまいります。

子どもたちが迎える新しい時代では、デジタル化が一層進んだ時代が到来するものと想定されます。その中で、町民が都市部と変わらない暮らしをするために、「デジタル」の技術を最大限に活用することが不可欠となっております。

光ケーブルなどの通信インフラ整備はもとより、健康づくりなど各事業や行政運営において、民間事業者とも連携しながら随所にデジタルを取り入れ、利便性と効率性を追求してまいりたいと考えております。

また、このようなデジタル化社会やアフターコロナを見据え、新しい産業を創出し、雇用の枠を拡大するなど、「地域経済」をさらに成長させ、町民の皆様の所得の向上と安定化を図り、「心ゆたかな暮らし」に向かって取り組んでまいります。

これらの施策の推進には、地域の協力が必要不可欠です。これまでの町の礎であり、まちづくりの根幹が「地域づくり」であると私は思っております。

地域においては、社会状況の変化から、担い手不足などの課題もあり、状況も昔とは変わってまいりました。

地域において、現状を再度、確認していただき、実情に対応できるように、また、各地域の特性をさらに磨き上げ、生かしていただけるよう、新しい地域づくりの取組を積極的に支援してまいります。

まちづくりを進める上で、行政、住民、事業者がそれぞれの課題と目的を共にすることが重要です。

そこで、それぞれの事業については、国連が提唱する持続可能な開発目標であるSDGsをエンジンとして、課題を明確にし、そして、目的を共有し、それぞれの力を最大限に引き出してまいりたいと考えております。

行政におきましても、住民目線を忘れることなく、各施策をより効果的に着実に進めていくため、全職員がSDGsの理念に基づき、持ち得る能力を最大限に発揮し、全庁

一丸となった強固な組織で令和4年度に臨めるよう機構改革を行わせていただきます。

まずは、住民の皆様との協働によるまちづくりを推進していくに当たり、「政策推進課」を「総合政策課」に改め、SDGsの理念に基づき総合的に施策展開を図ってまいります。

次に、北陸新幹線の敦賀駅開業に向け、「観光未来創造課」を「観光商工課」に改め、官民が一体となった観光誘客と企業誘致を含めた地域経済の発展に取り組んでまいります。

さらには、農林水産業の6次化と特産振興が一体となった取組となるよう、「観光未来創造課の特産振興室」の農林水産業に係る業務を移管させ、「農林水産課」を「産業振興課」に改め、地域全体の産業振興となるよう取り組んでまいります。

次に、長期化する新型コロナウイルス感染症対策の担当課として、「保健医療課」を「健康医療課」に改め、新たに国民健康保険と後期高齢者医療の事務を所掌させることで、本町に応じた健康づくりと医療体制の再構築を図り、住民の皆様の健康増進に取り組んでまいります。

また、これまで「福祉課」で所掌しておりました児童福祉や少子化対策の分野を担当する課として、新たに「子育て支援課」を設置し、少子化対策の充実も図りながら、保育所の統廃合や民営化に向けた検討も丁寧に行ってまいります。

さらには、母子保健に関する相談業務を所掌させる「子育て世代包括支援センター」を課内に設置し、子育てに関する様々な相談内容に応じながら、きめ細かな子育て世代への支援も行ってまいります。

次に、近年、各地で未曾有の災害が多発しております。災害時での迅速な指示体系によるライフラインの早期復旧対応や今後の上下水道施設の統廃合を見据えて、「建設水道課」を「建設課」と「上下水道課」に分割いたします。

以上、今回の機構改革について述べさせていただきました。

さて、本日開会いたしました3月議会におきましては、令和4年度の一般会計をはじめ、特別会計、企業会計予算、その他、令和3年度の補正予算や条例関係などの議案を御提案させていただいております。

本町の令和4年度の予算規模でございますが、一般会計は106億6,906万2,000円とさせていただきました。

なお、前年度は骨格予算であったため、肉づけいたしました6月補正後の予算額と比較して2.42%の減額となっております。

また、特別会計では、簡易水道事業会計が企業会計である水道事業会計との統合によ

り10会計となり、合わせて53億168万6,000円で、4.56%の減額となっております。

また、企業会計では、3会計の歳出ベースで、19億2,952万4,000円で、118.8%の増額となっております。

なお、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた町の予算総額は179億27万2,000円となり、全体で3.05%の増額となっております。

厳しい財政状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症による全体的な経済活動を鑑みながら、町税をはじめとする収入財源を見込み、歳入に見合った歳出を念頭に、町の重点事業、将来計画の中で必要とする事業を精査し、予算配分をさせていただきました。

それでは、施策事業の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

まず、若狭町が抱える大きな課題、人口減少対策でございます。

昨年発表されました令和2年国勢調査では、本町の人口は1万4,003人となり、前回調査と比較しますと、8.2%減少しており、県内の自治体では最も減少が進んでいる結果となりました。

この結果につきましては、今後さらに分析を進め、効果的な施策を展開することにより、人口が減少するスピードを少しでも抑えながら、「将来も住み続けられる持続可能な心豊かな暮らしの実現」に向けて、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

人口減少のプロセスでは、進学等で町外へ転出した若者がそのまま都市部等で就職し、生活するケースが多くございます。そこで、若狭町で育った子どもたちが、進学等でさらに磨きをかけ、若狭町に帰ってきて活躍していただけるよう、「わかさで輝く奨学金返還支援制度」を創設させていただきました。

これは、SDGsの目標のもと、「将来、若狭町に帰りたい」との思いを持つ高校生のアイデアから生まれた制度で、子どもたちのふるさとへの思いが若狭町の未来へとつながる事業であると思っております。

また、新たに町外で暮らす学生の皆様が帰省される際の交通費を補助する「わかさへ帰ろう学生帰省支援事業」を創設いたします。本事業により、学生の皆様が帰省する機会を増やし、ふるさと若狭町の魅力、暮らしのすばらしさを再認識していただくとともに、郷土愛を醸成し、Uターンへとつなげていきたいと考えております。

さらに、コロナ禍における働き方の変化などにより、都市部等からのUIターン希望者が増加傾向にあることを受け、「若狭町U・Iターン移住就職等支援金」を創設し、UIターンの促進を図ってまいります。

U I ターンを加速させるためには、「雇用の場」も重要です。福井県の有効求人倍率は全国で最も高くなっておりますが、業種により求人倍率に偏りがあり、U I ターンしたい若者がつきたい業種・職種の求人が少ない状況が発生しております。

そこで、I T 企業をはじめとする事務系業種など、幅広い業種の誘致を促進するため、「若狭町オフィス誘致促進事業補助金」を創設いたしました。本制度を活用し、若者の働く場の確保を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、定住促進には住宅施策も大変重要であります。平成26年から分譲を開始いたしました上瀬住宅団地については、7割の分譲を終え、平成28年から分譲を開始いたしました若狭瓜割エコビレッジ住宅団地につきましては完売をしております。

そこで、新しい住宅施策として、都市機能が集約している上中駅周辺を中心とした「若狭スマートエリア構想」に着手いたします。

これは、エリア内の住宅街に点在する空き地を活用し、小規模な分譲地を造成するとともに、空き家や空き家候補の住宅を戦略的にリノベーションするなど、既存集落内の住宅資源を有効に活用し、集落の空洞化を回避しながら、最終的には新たな住宅団地を造成した場合と同等の定住効果を期待するもので、既存の集落機能を将来にわたり維持する効果も見据えた構想でございます。

エリア内には、福井県が進める「嶺南Eコースト計画」の一環として、デジタルやエネルギーに配慮したモデル分譲地を整備し、民間事業者による空き地への住宅団地整備を誘発してまいりたいと考えております。

また、商店等の都市施設を誘導するとともに、コロナ渦で意識が高まっている「健康」をテーマとした取組を展開するなど、居住空間に新しい価値を加え、地域住民が心豊かに暮らしていけるエリアにしたいと考えております。

令和4年度については、「空き地バンク制度」を創設し、空き家対策と併せて町全体で空き地対策に取り組む中で、本エリアを重点エリアに指定し、エリアの構想を策定させていただきます。

本構想については、住宅団地の造成のみならず、空き家・空き地対策、エネルギー、デジタル、健康、行政サービスを併せ持った構想で、定住人口の確保、行政・自治機能の維持など、人口減少の中でも持続可能なまちづくりを進める、これからのまちづくりを大きく先導する、全国に例のないエリア構想としたいと考えております。

続いて、地域づくりについてでございますが、まちづくりを進める上では地域の力は欠かせません。本町では、協働のまちづくりを推進する中で、11の地域づくり協議会において、それぞれ地域住民の力で活性化に取り組んでいただいているところでござい

ます。

そのような中、人口減少が進み、担い手不足などが深刻化するなど、各地域においては様々な課題が発生し、時代も変化する中で大きな転換期を迎えていると感じております。このことから、いま一度、地域の現状を再確認していただき、地域の特性を生かしながら、課題解決に向けた取組の充実を図るため、これまでの交付金制度を改定し、「SDGs 地域づくり交付金」を創設いたします。

各地域においては、地域の実情に応じたSDGsの目標を設定し、目標達成に向けた取組を展開することにより、若者が活躍できる、時代に応じた新しい地域とするとともに、持続可能な地域となるよう力を出し合っていただき、町もしっかりと応援することで町全体の発展につなげていきたいと考えております。

心豊かな暮らしを実現するためには、町民の所得の向上、安定化が望まれます。そのためには、地域の経済を活性化することが重要です。

新型コロナウイルス感染症の予防により、企業のビジネス方式や働く人々の生活様式は新しい形に変化しています。また、健康やアクティビティなど消費ニーズも変化しています。

そこで、このような社会変化に対応したビジネスを支援する「SDGs 地域経済好循環補助金」を創設し、新しい産業の創出、生産性の向上を促進し、地域経済の活性化を進めるとともに、若者等のビジネスチャンスの拡大や地域のにぎわい創出により、若者が活躍できる風土を築き、定住効果を高めるなど好循環を生み出してまいりたいと考えております。

これらのまちづくりを進めていく上では、行政の力、地域の力に加えて民間事業者の力が不可欠です。それぞれの事業について、公民連携を念頭に推進することにより、財政の効率化を図った上で最大の効果を発揮させてまいりたいと考えております。

人口は減少しておりますが、自然、文化、地域、人など、若狭町の魅力をそのままに、成長を確保し、都市部の環境に負けない暮らしを実現することにより、町民一人一人が住む幸せと誇りを感じられる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、観光振興でございます。

本町には、ラムサール条約登録湿地の三方五湖を代表とする自然景観や日本遺産認定の鯖街道熊川宿などの歴史文化遺産、また、海（う）湖（み）、山里（やま）の豊かな食が豊富でございます。

令和6年春の北陸新幹線敦賀開業に向け、若狭町の持つ魅力を最大限に発信し、誘客につなげていくために、これらの様々な地域資源を生かし、国内外から人が集まり、周

遊・滞在してもらえよう体験やアクティビティを満喫できるプログラムを充実させ、経済、産業と地域の活性化へとつなげながら、県や嶺南各市町、そして、観光事業者等との連携を密にすることにより、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

嶺南を代表する観光地である「レインボーライン」につきましては、天空のテラス整備に続き、売店・レストランの整備も完成を迎えることとなります。山頂・山麓公園全体のリニューアルにより、施設の魅力が高まるとともに、恋人の聖地として結びつきの深い、桂由美先生のドレスミュージアムも完成を迎えることから、連携を強化し、さらなる観光客の増加につなげてまいります。

また、三方五湖を中心としたサイクリングルートの走行環境等の整備を行うサイクルツーリズム推進事業では、今後、県と嶺南6市町により設立した若狭湾サイクリングルート推進協議会の取組のもと、三方五湖周遊ルートを核に若狭湾を周遊するルート「ナショナルサイクルルート」として、世界に向けて積極的にPRし、サイクリストの聖地化を目指してまいりたいと考えております。

次に、鯖街道熊川宿ですが、民間活力による取組により、空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムに続き、宿泊施設やカフェ、忍者道場など様々な業種の店舗がオープンしており、にぎわい創出の拡大につながっております。

また、新たな観光資源として、河内川ダム周辺や若狭森林公園の山村資源、熊川城跡や熊川宿の歴史資源など、大自然と文化財を融合させたトレイルコースや誘客拠点である道の駅の再整備を行う若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業につきましては、令和5年春の全面完成を目指し、取り組んでおります。滋賀県を縦断する高島トレイルから若狭駒ヶ岳を經由し、森林公園から河内川ダム、鯖街道熊川宿を連携させた「熊川トレイル」や周辺の広場を活用しながら、熊川地域一帯におけるアウトドアを含めた周遊滞在型観光を推進してまいります。

次に、近年、国の積極的な施策でもある海外からの観光誘客、インバウンドについては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により大きく客数が減少しております。しかしながら、今後の終息を見据え、若狭三方五湖観光協会を中心に、県内での先駆けでもある漁業体験型旅行を売り込み、さらなる成果につながるよう、引き続き漁家民宿の魅力を高め、滞在・交流が促進できるように受入れ態勢の強化を図ってまいります。

この他にも、「若狭・三方五湖ツーデーマーチ」のような、本町の持つ豊かな自然と自慢できる食に、健康を組み合わせながら、滞在し、心も身体もリフレッシュできる「ヘルスツーリズム」の取組を推進してまいります。

北陸新幹線敦賀開業以外でも、間近に迫った令和7年の大阪・関西万博の開催など、

本町はもちろんのこと、嶺南地域の観光誘客の拡大に向けて、絶好の機会が連続して訪れ、とても大きなチャンスとして捉えております。

本町といたしましても、関係者だけでなく住民総ぐるみで訪れた観光客をおもてなしするとともに、嶺南市町との情報の共有と連携により、若狭の自然・歴史・食の魅力をSNSや各種メディアを活用し、ありとあらゆる場面において発信してまいります。そして、行政と民間事業者が一体となって、「若狭地方」が魅力ある訪れたい主たる観光地に選ばれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、商工振興でございます。

これまで、長引く新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者向けに、昨年も、国・県においては、「経営を継続するための支援金の給付」や「感染拡大防止対策にかかる費用補助」「プレミアム付き食事券の発行・販売」「県民限定の宿泊費補助」など様々な施策が実施されました。

本町においても、わかさ東商工会や若狭三方五湖観光協会と緊密な連携を取りながら、特に影響を受けた飲食店や宿泊業の業績回復を担うために、「飲食店応援事業」と「宿泊キャンペーン事業」を実施いたしました。

しかしながら、御承知のとおり、今年に入り、オミクロン株による爆発的な新型コロナウイルス感染者の拡大により、業績回復の兆しがあった観光業、宿泊業、飲食業を中心に町内小規模事業者の経営状況は非常に厳しいものとなっております。

そうしたことから、本年度についても、国・県の様々な事業者向けの支援施策を事業者が有効に活用できるよう、わかさ東商工会と若狭三方五湖観光協会と連携を図り、事業者へ支援策周知徹底の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の一環として、県と連携し、町内の小売り・サービス業の店舗で利用できる町独自の電子クーポンを発行することで、町民等の消費を喚起し、町内事業者の業績回復を図っていきたいと考えております。

一方、少子高齢化による事業者の後継者不足、事業者の減少などの課題もコロナ禍が追い打ちをかけ、顕著となっております。

そうしたことから、わかさ東商工会と町内金融機関とともに立ち上げた「産官金連携協議会」において、引き続き事業者の様々な課題を情報共有し、経営・運転資金相談、補助金給付など、それぞれの立場で強力でバックアップすることで、まちぐるみで創業・事業承継を引き続き支援してまいります。

また、本町には、福井梅をはじめとして、熊川くず、瓜割名水、若狭ふぐ、伝統野菜の山内かぶらなど様々な地域資源がございます。

これらを活用した特産品は、旅行者等がお土産として購入することで、消費単価の向上につながるだけでなく、特産品自体が誘客の源泉であるため、町内への旅行者数の増加とともに、ふるさと納税返礼品としての活用など様々な角度から経済効果を高めることが期待されます。

そのため、町内の1次・2次・3次産業者の地域内での農商工連携を推進し、人材の発掘や新たな特産品開発、特産品の認証制度によるブランド化・販路拡大等、特産品の新たな付加価値を生み出す取組を検討・実現してまいります。

長引くコロナ禍において、疲弊した地域経済を回復し、心豊かに安心して暮らせるまちを実現するために、民間事業者等との連携体制をより強化し、地域経済の活性化に努めてまいります。

次に、農林水産業の振興についてですが、米政策につきましては、全国的な人口減少に伴う米の消費衰退に加え、新型コロナウイルスの影響による外食需要の減少により在庫量の増大に伴う米価下落を防ぐため、令和4年産では、当町において1.2%増の39.7%の生産調整率となっており、引き続き担い手農家を中心に米価の安定に向け、その目標の達成に取り組んでいただきたいと思います。

今後も農業者の所得確保のため、国県補助等を活用して中山間地域農業、環境保全型農業、水田園芸の振興、スマート農業の取組などを支援するとともに、規模拡大や経費の削減につながるよう関係機関と連携して事業を進め、地域経済の成長に取り組んでまいります。

また、耕作放棄地の解消とさらなる農地集積や集約化を図るため、国の農地情報公開システムを活用するとともに、町の農業委員会と協力して推進していきたいと考えております。

そして、担い手の育成、新規就農者の確保を担っている「かみなか農楽舎」につきましては、全国で就農希望者を受け入れる取組が盛んになっており、人材確保が厳しい状況となっておりますが、地域密着型の特徴を生かしながら、今後も担い手の育成と確保に向けて、連携協定を結んでいる関係機関等の協力のもと、就農・定住の促進を図り、地域を活性化させていきたいと考えております。

次に、特産福井梅の振興についてですが、昨年産に引き続き約1,000トンの収穫量でありましたが、販売単価については、和歌山産が豊作なこともあり、昨年に続く高値とはなりません。

依然として、老木園や条件不利地、生産者の高齢化や後継者不足等の課題も顕在していることから、県、福井ウメ振興協議会による事業を活用するとともに、引き続き、放

棄園の解消や後継者不足の対策として「梅園地・担い手マッチング制度」を実施しながら、関係機関と連携して福井梅産地改革を推進してまいります。

次に、有害鳥獣対策でございますが、県の特定鳥獣保護管理計画に基づいた「捕獲」「追払い」及び「誘因物除去」について、有害鳥獣捕獲隊員と農業者の連携により実施して農作物被害の軽減を図るとともに、嶺南地域有害対策協議会による効果的な対策についても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、耐用年数が経過し、老朽化した獣害防止柵の更新を推進していくことにより鳥獣被害防止対策を強化してまいります。

林業振興につきましては、令和3年度に設置いたしました、森林環境譲与税活用検討委員会において検討していただいた内容を「若狭の森づくり事業」として実施することにより、町民が森に入りやすい整備等を行うことで、循環型社会へとつながるよう取り組んでいくとともに、引き続き国の森林整備地域活動支援交付金事業を活用した森林境界の明確化や森林組合など、林業事業者による民有林における森林作業道の開設や間伐材の利用搬出に支援を行い、森林環境の保全を図ってまいりたいと考えております。

水産振興につきましては、令和3年度、世久見地域で実施しました小規模な藻場整備を拡大整備する等、水産生物の増殖、回復及び良好な漁場の保全をさらに図るとともに、内水面漁業におきましても、引き続き外来魚対策の充実や放流事業への支援による資源の確保に努め、水産振興の発展に取り組んでまいります。

次に、町内の農業の基盤整備でございますが、優良な農地を保全し、農業経営の安定化を図るため、集落基盤の整備を図り、土地改良施設の更新事業など農業の生産性の向上に取り組んでまいります。

また、多面的機能支払交付金事業を活用し、非農家も含めた地域ぐるみで農地を維持管理する活動や老朽化している農業用施設の長寿命化活動を支援し、農地や水路等の地域資源の保全活動に取り組み、将来にわたり住み続けられる、まちづくりを目指します。

林業の基盤整備については、森林施業に必要な林道整備を進めてまいります。特に令和4年度から、基幹林道である相田新庄線林道橋の改良に向けた調査を行い、上水道の水源へ通じる唯一の道路として安全に通行できるように整備していくとともに森林整備の促進を図ってまいります。

漁業の基盤整備につきましては、地元の御理解をいただきながら進めてまいりました水産物供給基盤機能保全計画に基づく長寿命化対策工事は、令和2年度に常神漁港、令和3年度は神子漁港、そして、令和4年度は小川漁港をもって完了の見込みとなりました。今後も日常管理計画に基づく各種点検により施設の老朽化の程度を適切に把握し、

計画的な対策工事に取り組んでまいります。

続きまして、防災についてであります。昨年7月、静岡県や神奈川県を中心に大雨が降り、熱海市では土石流災害が発生し、多くの死者が出ました。また、8月には、前線の影響で九州、北陸、中国地方をはじめ各地で大雨が続き、多くの河川が氾濫し、広範囲に甚大な被害をもたらしました。

若狭町におきましては、おかげさまで、昨年1年間、自然災害の大きな被害を受けることはございませんでした。しかしながら、今後も地球温暖化など異常気象の影響もあり、災害はいつ起こるか分かりません。

こうした災害に備えるため、防災情報伝達手段の整備や防災資機材や備蓄品の充実を進めるとともに、コロナ禍における避難所運営などの災害対応や危機管理の訓練を実施するなど防災体制の構築に努めてまいります。

また、災害時には、自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織や防災士の育成に力を注ぎ、防災訓練などを通じて地域防災力を高め、安全で安心して住み続けられるまちづくりを推進してまいります。

次に、環境政策でございますが、現在、地球温暖化により国内外で深刻な気象災害が発生し、今後もさらにそのリスクが高まる可能性がある中で、国においては、「2050年カーボンニュートラル 脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

こうした国の政策を踏まえまして、若狭町におきましては、防犯灯を省電力・長寿命のLED照明に更新していくことで、エネルギー消費量を低減し、CO<sub>2</sub>の排出抑制につなげてまいります。

次に、廃棄物の処理でございますが、現在、若狭広域行政事務組合において、「可燃ごみ処理施設」の整備を進めているところでございます。令和5年度より、新たな枠組みでの処理がスタートいたします。今後、本組合で分別方法などの詳細が決まり次第、住民の皆様には、ごみの分別や減量化等に御協力いただけるよう丁寧に御説明をしてまいります。

次に、SDGs 関連でございますが、日本においては、年間600万トン以上の食品ロスが発生している中で、若狭町におきましては、未利用食品を寄付していただき、必要な方に届ける、いわゆるフードドライブ等の政策を通して食品ロス削減を推進してまいります。

また、海洋プラスチックごみの影響により海洋汚染が問題となっておりますが、海の豊かさを守っていくために海岸漂着ごみの除去に継続して取り組んでまいります。

住民の皆様におかれましても、マイバックやマイボトルを利用していただくなど、環

境に優しい社会の実現に向けて、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、福祉政策として、誰一人取り残さない地域づくりのための取組を御紹介いたします。

第4次地域福祉計画の基本目標である、地域で支え、相談できる体制づくりの構築に向け、高齢者や障害者児、独り親家庭、生活困窮者の方々の課題に対し、早期発見、早期支援にいち早くつなげる体制づくりが必要であります。特に高齢者の一人暮らし世帯は令和3年度で773世帯と、ここ10年で1.5倍に伸びており、今後も増えていくと見込まれております。そのような状況を踏まえて、地域の福祉関係者に加えて、介護事業者や金融機関、配送事業者など、あらゆる民間事業者の協力による全町的な見守り体制を強化、推進してまいります。

次に、障害福祉に関する取組についてでございますが、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本理念にある“自分らしくいきいきと 共に暮らせるまち わかさ”として、日々の暮らしを支える支援体制づくりを目指します。令和4年度から新たに、障害者の高齢化による重度化や、親が亡くなった後でも安心して地域で生活が送れるよう、障害者基幹相談支援センターや障害福祉事業者などの関係機関と連携し、24時間体制で緊急時の迅速、確実な相談支援体制及び緊急時の受入れ体制を整備してまいります。

次に、高齢者福祉に関する取組についてですが、令和3年度から3か年計画で「若狭町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、“ところをつなぎ、仲間とともに支え合う住民主体のしあわせまちづくり”を基本理念として各種事業に取り組んでおります。

介護保険事業につきましては、引き続き介護サービス利用者の生活環境やニーズ等に応じた支援体制の強化と充実を図るとともに、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活が持続できるよう、関係機関との連携や地域の御協力をいただきながら進めてまいります。

「病気になっても、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して人生の最期まで生活できること」を目指し、「健康づくり」「地域住民同士の支え合いづくり」「在宅医療と介護の連携づくり」の3本柱で地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。

これまでの取組から、健診やフレイルチェックをして自分の体の状態が分かっていても運動や食事改善などの行動変容にはなかなかつながらないこと、体操教室などの介護予防事業を開催しても参加しない人や参加できない人があり、アプローチを考える必要があ

ることから、地域住民による主体的な健康づくりを促す新たな手だてが必要であることなどが課題として分かってまいりました。

これらの課題に向けた試みとして、福井大学と協働し、「専門職の一体的な支援」と「地域住民による支援」と、さらに「A I 等による支援」、この3つの支援を連携させた取組を実施してまいります。

認知症対策といたしましては、認知症の正しい知識と理解への啓発に努め、高齢者の通いの場を開催できるようサポート体制に努めてまいります。

また、在宅で介護している介護者が悩みや負担を抱え込まないように、介護者を支援する「在宅介護者負担軽減事業」を実施してまいります。

次に、子ども・子育て支援に関する取組についてですが、近年、人口減少や少子化を背景に、家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化から、子育てに不安や負担感が増え、子育て世代のニーズも多様化しております。こういった状況を踏まえながら、それらのニーズに幅広く丁寧に対応していくとともに、社会全体で子ども一人一人の健やかな成長を見守り、子育て世代を支える体制づくりに取り組んでおります。

そういった中で、これまで中学3年生までを対象に実施してまいりました「子ども医療費助成」を対象年齢を満18歳まで拡充し、より一層、子どもの健康増進、子育て世帯への経済的負担軽減に取り組んでまいります。

「子育て世帯における家庭支援」につきましては、これまでも、全ての子どもとその家族が安心して「将来も若狭町に住み続けられ、心ゆたかな暮らしを実現する」ために、妊娠期からの途切れない支援に取り組んでまいりました。

近年、全国的に社会問題となっている児童虐待の対策として、令和4年度から「子ども家庭総合支援拠点」を立ち上げ、特に気がかりのある児童やその家族に対して、児童相談所などの専門機関と連携を図りながら、訪問等により家庭全体の支援に取り組んでまいります。

また、将来的な「公立保育所のあり方」につきましては、今後、人口減少を背景に少子化が進むと見込まれる中で、未来を担う子どもたちにとって、安心・安全でより最適な環境を提供できるよう、保育所再編、民間活力の導入について、保護者や地域の皆様に御理解をいただきながら、丁寧に進めてまいります。

今後も、子育てに喜びや楽しみを感じながら、安心して子どもを生き育てることができる地域社会の形成に努めてまいります。

次に、保健、医療、感染症対応につきましては、「健康づくり推進事業（予算事業名改称）」が5年目となり、健康寿命の延伸に向けて、町民の皆様が健康管理に取り組み

やすい環境の整備や高血圧を予防するための減塩の普及、血圧測定のを機会を増やす取組、集落での健康づくり活動の支援など地域での活動をさらに進めてまいります。

成人保健事業の取組といたしましては、自分の身体の状態を知るための特定健診受診率の向上、生活習慣病の重症化予防、医療への適正受診を目的に、町内医療機関と連携を図りながら、特定健診の受診勧奨、個人の状態に応じた保健指導や栄養指導の継続をしてまいります。

また、コロナ禍により、健康診断、がん検診の受診率が低下傾向にあることから、さきに包括連携協定を締結いたしました生命保険会社との協働により、受診勧奨や健診時の健康チェックの拡大、充実により、健康の保持と増進、また、疾病の早期発見、早期治療を勧め、家族の皆様の幸せ、事業所や団体においては、活力や生産性の向上につながることを期待するとともに、医療費や社会保障費の抑制を図ってまいります。

母子保健につきましては、子育て支援との連携による子育て世代包括支援センターの人員を増強し、全ての妊産婦、乳幼児において、妊娠期からの途切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

また、今年度から新規事業と取り組んでまいりました産婦健診を令和4年度も引き続き実施していきます。出産後の子育てに不安の強いお母様に対しまして、産婦健診の情報をもとに、産科医療機関と連携した体制を充実させてまいります。

コロナ禍ではありますが、ヘルスケアやガイダンス、子どもの年齢に応じた健診や育児教室の充実、子育て支援に関する関係機関との連携など、途切れなく、きめ細やかな対応を行ってまいります。

次に、感染症対策のうち、新型コロナウイルスにつきましては、若狭町で令和2年4月に初めて感染が確認されて以来、感染力の強いオミクロン株の影響もあり、いまだ終息の見通しが立たない状況が続いております。

感染拡大予防に有効とされるワクチン接種につきましては、昨年5月以来、現在、3回目の接種が進んでおり、再来週以降、5歳から11歳を対象とする1回目の接種も開始されます。

今後も、感染予防の啓発、ワクチンや予防薬、治療薬の効果などの周知に努めるとともに、接種機会の確保のため、コールセンターやインターネット予約を実施し、町内医療機関や医師、看護師等の協力をいただきながら、円滑な接種が進むように努めてまいります。

また、子宮頸がん等ウイルスに対する、いわゆるHPV予防接種につきましては、4月からおよそ9年ぶりに積極勧奨が再開されております。

接種対象が女子中学生など若い世代が中心となることから、このウイルスと接種に関する丁寧できめ細やかな情報提供に努め、早期のがん予防を進めてまいります。

次に、直営診療所につきましては、三方診療所、上中診療所とともに、社会全体の高齢化率の高止まり、嶺南地域の介護需要の増加、医療需要の低下予測を見据え、保健予防、介護予防施策を連携して実施してまいります。

令和4年度、5年度において、福井県では、医療機関の役割分担や経営強化、医師確保に向けた公立病院ごとの計画である「福井県第8次医療計画」の策定が予定されており、町立診療所、病院組合や民間の医療機関との地域医療サービスの共生と連携体制を構築していくことが必要であります。

また、三方診療所においては、マイナンバーカードを保険証として利用できるシステムを導入いたします。このシステムを導入することで、特定健診情報や薬剤情報を医師が閲覧することが可能となるなど、今後、住民が診療所を受診する際の利便性向上につながってまいります。

上中診療所におきましては、地域の皆様のかかりつけの医療機関として、診断・治療に幅広く対応してまいります。

また、健康診断や特定健診等も積極的に行い、地域住民の健康増進に努めるとともに、ますます地域の医療施策の核として、経営の効率化を念頭に努力してまいります。

次に、土木事業におきましては、永年にわたり、地域住民の悲願でもありました県道常神三方線の常神～遊子間のトンネル化の整備と、二級河川早瀬川水系三方五湖の治水対策の整備を福井県の御支援のもと、進めていただいております。

県道常神三方線の整備につきましては、昨年、常神トンネルが貫通いたしました。今後、常神側と神子側のトンネル明かり部やトンネル内設備の工事を早期に完成し、住民の皆様が安心して生活できることを待ち望むものでございます。

また、小川～遊子間のトンネル化につきましては、用地測量と物件補償調査に着手しており、一日も早く工事着手ができますよう各関係機関へ強く要望してまいります。

また、二級河川早瀬川水系三方五湖の治水対策につきましては、昨年度からトンネル放水路の概略設計と湖の護岸堤嵩上の詳細設計に着手しており、引き続き早期に計画をお示しできるよう進めてまいります。さらに、今後、実施に向けた説明会を開催し、地元住民の皆様への御理解と御協力をいただけるよう努めてまいります。

また、河川管理につきましては、防災・減災・国土強靱化施策としまして、国や県管理の河川におきましては、河道を確保する河床掘削工事や堤防等の機能強化対策工事を実施していただいております。今後も、さらなる対策につきまして、各関係機関へ強く

要望を実施してまいります。

一方、町におきましては、令和2年度からこの国土強靱化対策といたしまして、町管理河川の浚渫5箇年計画を策定し、順次、工事を進めております。今後につきましても計画的に浚渫を実施し、適切な河川管理に努めてまいります。

次に、上下水道であります。本年度も「安心・安全な水道水の供給」と「快適な生活空間・水循環社会の創造」を目指し、「若狭町上下水道ビジョン」に基づく各種事業を本格化してまいります。

水道事業では、本年度より簡易水道事業と水道事業を経営統合し、公営企業会計化いたします。

また、三十三地区の老朽化した配水池の更新や平成29年2月に凍結により水管橋が破断し、上中地域の広範囲に断水を引き起こしました熊川綿屋橋の水管橋の更新などを順次行ってまいります。

また、下水道事業では、公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業のそれぞれの会計を令和5年度に下水道会計として一本化し、公営企業会計化する準備を進めてまいります。

下水道施設におきましては、維持管理や大規模更新のコスト削減を目指すため、上下水道ビジョン、そして、各施設の機能診断の結果なども踏まえ、現在の公共下水道4施設、農業集落排水9施設、漁業集落排水4施設の計17の処理施設を10年後には11施設、20年後には9施設まで統廃合する計画としております。

今後とも、「若狭町上下水道ビジョン」に基づき、各種上下水道施設の適正な維持管理業務の持続と経費の削減に努めるとともに、住民生活に欠かすことのできない重要インフラである上下水道サービスを提供し続けることで、安心して「将来も住み続けられるまち」の実現を目指してまいります。

次に、教育行政につきましては、現在、見直しをしております「若狭町教育大綱」の実現に向けた施策を進めてまいります。

まず、学校教育では、

1つ目として、児童生徒一人一人の個性に応じた指導を重視した「個別最適な学び」と他者と協働しながら探究的な学習に取り組み、自分の考えや意見を人に伝えるなど、人との対話を通して新たな価値を創造する「協働的な学び」の充実を図り、児童生徒の「生きる力を育成する教育」を推進してまいります。

2つ目として、先人が築いた歴史や伝統文化、郷土の自然に触れる体験学習、ものづくりや職場体験などを通じて、子どもたち自身が地域社会の一員であるという自覚を養

い、「ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育」を推進してまいります。

3つ目として、英語教育や国際理解教育を充実させ、国や地域の枠組みを超え、海外との交流が目覚ましい国際社会に対応できる人材の育成、また、1人1台のタブレット端末等、ICTを活用し、GIGAスクール構想の実現に向けた学習に取り組むなど、超スマート社会を生き抜く人材の育成、さらには、SDGs学習による持続可能な社会を創造する人材の育成といった、これからの「社会の変化に対応した教育」を推進してまいります。

4つ目として、不登校や気がかりな児童生徒への支援やいじめの早期対応、特別支援教育の充実など、関係機関との連携を密にし、全ての児童生徒の個々に応じた支援体制の充実を推進してまいります。

また、近年、社会問題にもなっておりますが、児童生徒が事件や事故、災害に巻き込まれるケースもあることから、日常的な危機管理意識を持ち、自らの命を守る実践力を養うなど、「誰もが安全・安心で楽しく学べる教育」を推進してまいります。

若狭町においても、少子化の進行が顕著となっており、学校における適正な集団規模の確保が困難になっております。

こうした状況を踏まえ、令和4年4月から明倫小学校と三方小学校が統合いたしますが、今後とも、これらの問題に向き合い、児童生徒の教育環境の改善を踏まえた上で、学校の規模や配置の適正化を進めていく必要があると考えております。

このため、引き続き保護者や地域、学校の代表者の方々と十分に話し合い、丁寧に学校の規模配置適正化を推進してまいります。

次に、学校給食につきましては、町内全ての小・中学校において、給食センターで一括調理し、配送する給食センター方式を実施しておりますが、引き続き統一した衛生管理の徹底を図り、より安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、生涯学習・社会教育分野につきましては、地域の拠点となる公民館の環境を整えるとともに、町民の皆様が生涯にわたり、自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう地域活力の向上を図ってまいります。

また、新たな日常におけるデジタル社会の早期実現に向け、ICT（通信情報技術）を活用した取組について、公民館利用者や組織・団体等との意見交換や各種会議や研修会を通じてICT活用事例の収集・周知に取り組み、多様化、高度化する町民の学習要求に応じた生涯学習講座の開設、各種イベントを通じ、魅力ある学習機会の創出と受講生の拡大に取り組んでまいります。

西田公民館につきましては、施設老朽化による耐震補強と公民館事務所機能を1階に

移す等の改修工事を行い、利用者の利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、青少年育成の分野では、子どもたちが“キラッと”輝く環境の実現に向け、国際感覚を養う「オーストラリア派遣研修事業」、自然環境や地域の特色を学ぶ機会を増やす「チャレンジウォーク事業」、大阪万博以来、50年以上交流を深めてきた「吹田市・若狭町子ども会リーダー交歓会」の開催など、新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら取り組んでまいります。

放課後児童クラブにつきましては、少子化に伴い児童数は減少傾向の一方、共働き世帯の増加により、放課後の子どもの居場所づくりは、子育て支援の一環として今後も高いニーズが予想されます。子どもの視点に立ち、子どもの健全な育成や遊び、安心して過ごせる生活の場となるよう環境改善を図り、子育て世代の支援に取り組みます。

次に、社会体育の分野では、町民の皆様が生涯にわたり仲間と楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができる、生涯スポーツ活動の機会と環境づくりについて支援してまいります。

スポーツ協会、スポーツ推進委員会との連絡を密にし、各スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図り、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくり、スポーツ施設の充実に取り組んでまいります。

なお、スポーツ施設の施設予約につきましては、従来、窓口や電話で行っていた施設の予約等をITを活用した予約サービスを提供できるよう調査研究し、利用者の利便性の向上につなげてまいりたいと取り組んでまいります。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてであります。パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として、子どもから大人まで、あらゆる年代や立場の人々が集い、交流する場となり、開館以来、町内外から多くの皆様に御来館をいただいております。しかしながら、長引くコロナ禍の影響により、入場制限の継続や会議、イベントの中止など、大変厳しい状況が続いております。

このため、サーマルカメラを複数設置し、コロナ対策を図るとともに、Wi-Fi環境の拡大整備や高性能プロジェクターを導入し、コロナ禍における新しい生活様式で定着したウェブ会議、配信ライブ等にも対応できるよう取り組んでまいりました。この結果、新しい利用者、利用方法が増え、徐々にですが、利用者数も回復してきております。

また、パレア・リブラの町立図書館業務の民間委託も定着し、丁寧な接客と細やかな配慮で大変好評をいただき、滞在時間の短縮などをお願いしながらも、町民1人当たりの本の貸出し率は県内トップクラスを誇っております。

令和4年度につきましては、住民参加型のミュージカル事業の開催や、昨年度大変好

評だった哲学カフェ、夜の図書館、夏休みサマースクールなど、幅広い世代を対象とした各種カルチャー事業に加え、家族や友人と参加できる講座を開催し、交流や学習の機会をさらに充実してまいります。

また、例年、多くの皆様の御参加をいただいております若狭町文化祭やハート&アートフェスタなどの大型イベントや、音楽ホール・ギャラリーでの自主事業をさらに充実するなど、芸術文化活動の継続と推進を図ってまいります。

今後も安心・安全に人々が集い交流できる場として、計画的な施設の修繕・更新を行いながら、施設の機能維持に努め、効率的、効果的な施設運営を継続し、生涯にわたり人々が文化芸術に親しみ学び続けられる機会の拡充を進め、芸術文化の振興に取り組んでまいります。

最後に、歴史、文化関係でございます。

本町には、史跡、名勝、天然記念物、民俗、建造物など、国内外に発信できる多様な歴史遺産、自然遺産が数多く所在いたします。

また、文化財保護法が改正され、文化財の保存と併せて、活用についても具体的に明記されるようになりました。

この改正に併せ、これまでの取組をより発展させ、改めて地域の誇りとして文化財の価値を共有し、継承を図ってまいります。そして、地域の誇りと暮らしの豊かさを育み、地域内外の交流を活性化していくことを目的として、「若狭町文化財保存活用地域計画」を作成し、令和3年7月に文化庁の認定を受けました。

今後は、この計画を着実に進めていくことで、さらなる交流人口、関係人口の増加を目指して、文化財の保存とともに地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、日本遺産のテーマ「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群―御食国若狭と鯖街道―」の根底にある、若狭の古代の王の古墳、国史跡西塚古墳につきましては、昨年までの発掘調査で出土した埴輪等の接合や木製品の保存処理等を行ってまいります。

三方五湖エリアにつきましては、若狭三方縄文博物館、福井県年縞博物館、そして、レインボーラインの三者を一体化させたエリアのブランド化を目指して、PRしていきたいと考えております。

若狭三方縄文博物館では、体験メニューが豊富にあることで修学旅行の利用が増えております。コロナ後を見据え、今後も近隣施設と連携しながら来館者の増加を図ってまいります。

鯖街道熊川宿の保存活用につきましては、民家の修理の継続とともに、民間との協働をさらに強めながら推進してまいります。

国指定重要文化財である荻野家住宅につきましては、昨年11月に特別公開を実施いたしました。今後の修理に向けて、引き続き保存活用計画の作成を進めてまいります。

また、町民の皆様には、最も身近な文化財である伝統文化に対しましても活動支援を行ってまいりたいと考えております。

また、国選択無形民俗文化財である「若狭能倉座の神事能」について、引き続き記録保存のための詳細な調査を進めてまいります。

今後も若狭町の自然と歴史文化を生かしながら、心豊かな暮らしが実現されるまちづくりを展開していきたいと考えております。

以上、町政の運営に当たりまして、施政方針並びにその取組について申し上げました。町民の皆様とともに持続可能なまちづくりを推進することにより、「将来も住み続けられるまち」、そして、「心ゆたかな暮らし」を実現し、新たな時代の「若狭町」を先頭に立って創り上げていく所存でございます。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番、松本孝雄君、1番、谷川暢一君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの22日間に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、令和3年12月分から令和4年1月分までの結果報告書がお手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

～日程第3 議案第2号から日程第10 議案第9号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3、議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」から日程第10、議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」までの8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第2号から議案第9号までの8議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第2号「令和3年度若狭町一般会計補正予算（第7号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ2億4,880万2,000円を追加し、予算総額を121億8,291万7,000円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費では、ケーブルテレビネットワーク更新事業で8,526万3,000円の増額、減債基金費への積立金で7,264万6,000円の増額のほか、各種事業の精算などにより、総務費全体では、1億4,674万9,000円の増額となりました。

民生費では、社会福祉施設管理事業で279万8,000円の減額、後期高齢者医療事業で535万3,000円の減額、介護保険特別会計繰出金事業で516万3,000円の減額、子ども医療費助成事業で506万3,000円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、民生費全体では、967万8,000円の減額となりました。

衛生費では、上中診療所負担金事業で6,500万円の増額、清掃総務費で685万8,000円の減額、一般廃棄物処理事業で477万4,000円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、衛生費全体では、5,115万9,000円の増額となりました。

農林水産業費では、有害鳥獣対策事業で410万円の減額、嶺南地域有害鳥獣処理施

設運営管理事業で450万円の減額、森林環境保全整備事業で440万9,000円の減額、漁港維持管理事業で350万円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、農林水産業費全体では、1,651万7,000円の減額となりました。

商工費では、温泉設備管理事業で491万円の減額、勤労福祉会館施設管理事業で100万円の増額、観光施設管理事業で142万円の増額のほか、各種事務事業の精算などにより、商工費全体では、134万円の減額となりました。

土木費では、除雪対策事業で5,600万円の増額、道路新設改良全般事業で1,000万円の増額のほか、新たな取組として、国土強靱化機械整備事業で3,000万円を計上し、土木費全体では、9,600万円の増額となりました。

消費費では、各消防組合の負担金の精算で887万6,000円の減額となりました。

教育費では、国際交流事業で700万2,000円の減額、社会体育活動事業で449万3,000円の減額のほか、各種事務事業の精算などにより、教育費全体では、994万5,000円の減額となりました。

公債費では、臨時財政対策債の利率の改定などにより、町債償還元金で185万4,000円を増額、町債償還利子で60万4,000円を減額し、公債費として、125万円の増額となりました。

次に、歳入の主なものにつきましては、町税が1億6,022万6,000円の増額、地方交付税が1億9,511万5,000円の増額、繰入金が2億3,760万2,000円の減額、町債が8,980万円の増額でございます。

次に、議案第3号「令和3年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」がありますが、既定の歳入歳出予算から、それぞれ5,805万6,000円を減額し、予算総額を17億7,901万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金で5,972万9,000円の減額、諸収入で150万7,000円の増額などがあります。

また、歳出では、保険給付費で5,975万円の減額、基金積立金で169万4,000円の増額となります。

次に、議案第4号「令和3年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」がありますが、既定の歳入歳出予算から、それぞれ380万円を減額し、予算総額を2億779万4,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料で243万6,000円の減額、一般会計繰入金で136万4,000円の減額となります。

歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

次に、議案第5号「令和3年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算から、それぞれ2,550万1,000円を減額し、予算総額を20億2,653万8,000円とするものであります。

介護保険事業勘定における歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で810万9,000円の減額、支払基金交付金で706万3,000円の減額、県支出金で516万6,000円の減額であります。

また、歳出では、保険給付費で2,000万円の減額、地域支援事業費で1,210万9,000円の減額、基金積立金で693万円の増額となります。

次に、議案第6号「令和3年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ176万1,000円を追加し、予算総額を346万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、農業者労働災害共済事業収入で176万1,000円の増額、また、歳出では、農業者労働災害共済事業費用に同額の176万1,000円を計上しております。

次に、議案第7号「令和3年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」であります。これにつきましては、「三十三地区の高圧受電設備改修工事」を翌年度に繰越しするために繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第8号「令和3年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。これにつきましては、「三方浄化センターの高圧受電設備改修工事」を翌年度に繰越しするために繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第9号「令和3年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第3号）」であります。医業収益で6,085万4,000円の減額、一般会計繰入金で6,500万円の増額、資本的収入及び支出の額を102万4,000円の減額としております。

以上、8議案につきまして御説明を申し上げます。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の8議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております8議案につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております8議案につきましては、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第11 議案第10号から日程第19 議案第18号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第11、議案第10号「若狭町定住促進基金条例の制定について」から日程第19、議案第18号「若狭町就業改善センター条例の一部改正について」までの9議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第10号から議案第18号までの9議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第10号「若狭町定住促進基金条例の制定について」であります。本案は、若狭町への定住促進を図るための事業の財源に充てるため、若狭町定住促進基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第12号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の2議案であります。これらの案につきましては、令和3年8月10日に出された人事院の勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のもの期末手当及び一般職の職員の期末手当の額を引き下げたいため、提出するものであります。

次に、議案第13号「若狭町行政組織条例の一部改正について」であります。本案は、若狭町の行政組織の一部を変更するため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第14号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」であります。本案は、住民の利便性の向上並びに業務の改善及び効率化を図ることを目的として、行政手続における押印の廃止等をするため、この案を提出するものであります。

す。

次に、議案第15号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、子ども医療費助成対象者年齢を「満15歳」から「満18歳」に拡大し、子どもの健康増進と安心できる子育て環境のさらなる充実を図るため、この案を提出するものであります。

次に、議案第16号「若狭町梅加工体験施設条例の一部改正について」ですが、本案は、令和4年4月1日から、当該施設を直営方式で管理運営するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第17号「若狭町体育施設条例の一部改正について」ですが、本案は、若狭町明倫小学校が令和4年3月末で閉校となることから、屋内運動場を社会体育施設へ移管し、地域スポーツのための施設として提供するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第18号「若狭町就業改善センター条例の一部改正について」ですが、本案は、若狭町三方就業改善センターについて、新耐震基準以前の施設であり、経年により老朽化が進行していることから、解体し廃止するため、この案を提出するものであります。

以上、9議案につきまして御説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の9議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております9議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております9議案については、議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

それでは、暫時休憩します。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○議長（今井富雄君）

再開します。

～日程第20 議案第19号・日程第21 議案第20号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第20、議案第19号「若狭広域行政事務組合格約の変更について」及び日程第21、議案第20号「美浜・三方環境衛生組合格約の変更について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第19号及び議案第20号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第19号「若狭広域行政事務組合格約の変更について」であります。本案は、若狭広域行政事務組合格約を変更することについて協議したため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第20号「美浜・三方環境衛生組合格約の変更について」であります。本案は、美浜・三方環境衛生組合格約を変更することについて協議したため、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして御説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第22 議案第21号～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第22、議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長(渡辺英朗君)

それでは、議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。

辺地対策事業債の発行及び措置のため、公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

計画の内容につきましては、食見浄水場の「ろ過設備更新工事」により、将来にわたって地域住民等に安全で安心な飲料水の提供を図るものであります。

以上、御説明申し上げましたが、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(今井富雄君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第23 議案第22号から日程第36 議案第35号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第23、議案第22号「令和4年度若狭町一般会計予算」から日程第36、議案第35号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの14議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第22号から議案第35号までの令和4年度の一般会計及び各会計の予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第22号「令和4年度若狭町一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を106億6,906万2,000円と決めました。

なお、前年度の当初予算につきましては、選挙の関係もあり、骨格予算であったため、前年度比較につきましては、肉づけをいたしました6月補正後との比較とさせていただきます。前年比では2億6,467万1,000円の減少、率では2.42%の減少となっております。

では、予算内容につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについてですが、町税の総額は18億596万3,000円で前年度に比べ8.55%の増加、地方交付税につきましては40億2,000万円で19.95%の減少、分担金及び負担金は5,675万9,000円で21.41%の減少、国庫支出金は8億7,440万5,000円で9.63%の増加、寄付金は4億18万円で19.99%の減少、繰入金は6億9,126万4,000円で26.43%の増加、諸収入は2億7,135万2,000円で64.86%の減少、町債は6億9,840万円で62.12%の増加などとなっております。

次に、歳出の主なものについてですが、総務費では、21億9,108万7,000円となり、前年度に比べ15.35%の減少となっています。これは、音声告知放送システム整備事業やケーブルテレビネットワーク更新事業などの増加要因があるものの、公共交通推進事業やふるさと納税推進事業の減少などによるものであります。

民生費では、24億1,368万8,000円となり、パレア若狭管理事業の増加な

どにより、2.90%の増加となっております。

衛生費では、13億6,899万4,000円となり、上中診療所負担金事業や公立小浜病院組合負担金事業の増加などで5.20%の増加となりました。

農林水産業費では、7億7,002万1,000円となり、特産振興事業や農業集落排水事業の減少などにより、10.83%の減少となっております。

商工費では、5億2,937万4,000円となり、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業や若狭町消費応援キャンペーン事業などの増加により、20.46%の増加となっております。

土木費では、7億9,602万円で、道路改築事業や河川維持管理事業の増加などにより、12.15%の増加となっております。

消防費では、3億9,550万6,000円で、若狭消防組合、敦賀美方消防組合の負担金の減少により、5.20%の減少となっております。

教育費では、8億2,417万3,000円で、学校規模配置適正化事業や熊川保存整備事業、社会体育活動事業の減少などにより、2.95%の減少となっております。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第23号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を17億7,916万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で13億15万5,000円、国民健康保険事業費納付金で4億844万9,000円、保健事業費で5,336万5,000円などを計上しております。

財源となる歳入では、国民健康保険税で3億1,090万9,000円、県支出金で13億4,599万5,000円、一般会計からの繰入金1億743万8,000円などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第24号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を2億4,158万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,930万円で、財源としては、保険料1億9,381万円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第25号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計予算」であります、歳入歳出予算の総額を8,678万4,000円とするものであります。三方診療所分で8,492万7,000円、巡回診療所分で185万7,000円を計上しております。

医業費などの歳出に対し、歳入で、診療収入や一般会計からの繰入金などを計上して

収支の均衡を図りました。

次に、議案第26号「令和4年度若狭町介護保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を19億8,513万4,000円とするものであります。介護保険事業勘定に19億6,400万6,000円、介護保険サービス事業勘定に2,112万8,000円を計上して、地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第27号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を133万4,000円とするものであります。農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に57万7,000円を計上し、財源には賦課金などを充当するものであります。

次に、議案第28号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を4億2,642万4,000円とするものであります。

歳出では、集落排水処理施設管理費に1億5,079万2,000円、集落排水施設建設費に4,958万2,000円などを計上し、施設の適切な運営に努めてまいりたいと考えております。

これらの財源として、使用料1億6,300万1,000円、一般会計などからの繰入金2億3,129万1,000円などを計上し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第29号「令和4年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を5,247万円とするものであります。

歳出では、集落排水施設管理費に3,771万7,000円などを計上しております。

歳入では、使用料3,733万1,000円及び一般会計繰入金1,475万1,000円などを計上し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第30号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を5億8,595万円とするものであります。

歳出では、公共下水道施設管理費に1億3,254万9,000円、公債費に3億6,451万3,000円などを計上しております。

これらの財源として、使用料1億7,000万1,000円、一般会計繰入金3億7,432万5,000円などを計上し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第31号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を3,387万4,000円とするものであります。

本会計は、町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に2,179万7,000円、公債費に1,187万7,000円などを計上し

ております。

これらの財源として、使用料2,848万9,000円及び一般会計繰入金534万5,000円などを計上し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第32号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億896万9,000円とするものであります。

歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で4,220万8,000円のほか、スマートエリア開発事業として、住宅団地造成費に1,475万円、公債費に3,825万9,000円などを計上し、歳入では、分譲地の売払収入として3,960万2,000円、基金繰入金5,530万6,000円などを計上し、収支の均衡を図りました。

次に、議案第33号「令和4年度若狭町水道事業会計予算」であります。令和4年度から簡易水道事業特別会計を統合した予算となっております。

収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ3億9,915万5,000円とし、資本的収入の予定額を8億1,682万円、資本的支出の予定額を9億3,824万8,000円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で8億5,869万8,000円、企業債7,955万円などを計上するとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金や当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などで補てんするものであります。

次に、議案第34号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を2,630万5,000円、収益的支出の予定額を3,617万6,000円とし、資本的支出の予定額を90万2,000円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け供給施設の維持管理に努める予算となっております。財源には、給水収益などを計上しております。

次に、議案第35号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を4億5,292万7,000円、収益的支出の予定額を5億2,393万1,000円、資本的支出の予定額を3,111万2,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、14議案につきまして御説明を申し上げます。十分な御審議の上、妥当なる決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の14議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております14議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております14議案については、議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第37 議案第36号・日程第38 議案第37号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第37、議案第36号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」及び日程第38、議案第37号「若狭町四季彩館の指定管理者の指定について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第36号及び議案第37号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第36号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」ですが、本案は、令和4年4月からの2年間、若狭町えびす荘の指定管理者として、有限会社彩石を指定いたしたく、この案を提出するものであります。

次に、議案第37号「若狭町四季彩館の指定管理者の指定について」ですが、本案は、令和4年4月からの5年間、若狭町四季彩館の指定管理者として、株式会社西野土木を指定いたしたく、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして御説明申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第39 陳情第1号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第39、陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」を議題とします。

本日まで受理した陳情は、お手元に配布してあります陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託しますので、報告します。

お諮りします。議案審査のため、明日2日から6日までの5日間を休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日2日から6日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時22分 散会）